

環

境

衛

生

週

間

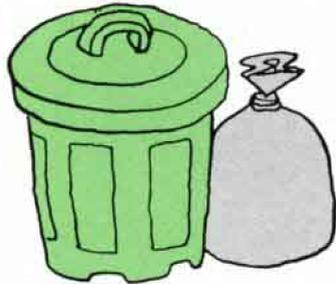
9月24日(土)～10月1日(土)

環境衛生週間は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に定められました。私たちの生活環境をきれいに保つため、避けて通れない問題の一つが、ごみの問題です。富士市のごみ処理は、昭和四十二年に戸別収集方式からステーション（集積所）方式に改めたのを皮切りに、分別収集の導入など時代とともに見直しを図り、皆さんの協力に支えられて現在に至っています。ところが、最近、各地区でごみの苦情を耳にします。もう一度、ごみの出し方を確認してみましょう。

守っていますか？

ごみの出し方

五原則



1 決められた日の

ごみの収集は、地区ごとに曜日を決めて行っています。収集日以外の日にごみを出すと、収集までの間に犬やねこがごみを散らかしたり、ごみが風に吹き飛ばされたりして近所迷惑になります。決められた日以外の日には、ごみを出さないようお願いいたします。

2 決められた

時間に

ごみの収集車が回るコースは、いろいろな事情で変わることがあり、毎回同じ時刻に集積所へ行くとは限りません。ごみを持って行った後、収集が終わっていた、ということがないよう、午前八時三十分までに出しましょう。



3 決められた

ものを

どんな収集車で集めるかといったごみの収集方法は、集めるごみの種類（燃えるごみ、瓶や缶などの資源ごみ、埋立ごみ）によって違います。ですから、例えば燃えるごみの日に埋立ごみが出されても、埋立ごみを収集することはできません。その日に決められたごみだけを出すよう、お願いいたします。

4 決められた

方法で

資源ごみのうち、缶は市指定のポリ袋で収集しています。缶を出すときは、必ず、決められた袋で出してください。また、台所から出るごみは、三角コーナーなどで十分水切りをしてから、ごみに出す前にもう一度水気を搾りましょう。

5 決められた

場所に

面倒だからと通勤の途中にある集積所に車の窓からごみを投げ捨てたり、出し忘れたからとほかの地区の集積所へ持ち込んだりしては、その地区の人が大変困ります。決められた場所に出しましょう。



ごみは必ず出るもの。工夫しないで量を減らすことはできても、ごみを全く出さずに生活することはできません。だからこそ、一人一人が責任を持ち、ごみの出し方のルールを守りましょう。

ごみの分け方は

燃えるごみ

ビニール プラスチック 木枝
生ごみ 紙くず 発泡スチロール 布団類 じゅうたん マットレス（八つ切りにして） 合成皮革製品

埋立ごみ

家電製品（金属が八割を超える）と資源ごみ） 大型家具（木でできた部分は解体して燃えるごみへ） スプリング入りマットレス 瀬戸物 刃物 流し台 ふろおけ 大型楽器 ガラス 鏡 電球 割れた瓶 乾電池（専用の赤い缶へ）

資源ごみ

瓶類（酒、ビール、ジュースなどの瓶） 缶類（ジュース、スプレー、缶詰などの缶） 金属類（金属が八割を超える製品） 五十ccのバイク（オイルを抜いて）

収集しないごみ

廃油 タイヤ 劇薬 農薬 ペンキ ガスボンベ 五十ccを超えるバイクなど

※月・火曜日は、収集する燃えるごみの量がとても多くなります。次の収集日の木・金曜日まで置いて差し支えないごみは、次回に分けて出してください。ご協力をお願いします。

問い合わせ

環境衛生課 内線二〇五一
第一清掃工場 ☎三三五一〇〇八一